

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与額との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トンガ	トンガ王国に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	150,000千円 -----	2020.7.6 スクアロ フアで (同日)	日本側 右井哲也在トンガ大使 トンガ側 アメリア・アア ハアヤンエ・トウイアロ トウ保健大臣	2020.7.20 290号
トンガ	トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	2020.8.26 スクアロ フアで (同日)	日本側 右井哲也在トンガ大使 トンガ側 ポヒリア・トウ イオネトラ首相兼公営企 業大臣	2020.9.14 386号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。